

安保3文書「改定」閣議決定に抗議し撤回を求める声明

2014年7月1日、政府は歴代内閣が行ってきた憲法第9条解釈を投げ捨て、日本が攻撃されていなくても自衛隊の海外での武力行使を可能にする「集団的自衛権」を閣議決定で認め、それらを含む「安全保障関連法案」を提案。「違憲である」として研究者・市民など様々な層の反対を無視、2015年9月19日に国会にて強行採決した（「安保法制」）。

それから7年後、本年12月16日、多くの反対論を無視し、外交・防衛政策の長期指針「国家安全保障戦略」など安保関連3文書の「改定」を閣議決定した。ここには歴代政権が戦後一貫して否定してきた敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有や、防衛関連の予算を2027年度に対国内総生産（GDP）比2%へ倍増させることを明記。

違憲である「安保法制」を更に「進め」、「専守防衛論」すら形骸化させる。集団的自衛権の行使などを通じて日本が戦争当事国になる危険が拡大しているが、その安保法制の下で日本が「敵基地攻撃能力」（「反撃能力」）を保有した場合、それが他国のために用いられて戦争に突入することとなる危険性がより一層高くなる。加えて、軍事費の増大がそれを加速させるばかりか軍事大国化につながる。事態は実質的に平和憲法破壊をもたらすものである。わたしたちは強く抗議する。

中国残留邦人は「中国侵略」の一環として「満洲国」に送り出された「加害者」でもあるが、同時にソ連侵攻時に見棄てられ、敗戦後も棄てられ長期に渡って日本への帰国ができなかった「被害者」である。「中国帰国者」として帰国し、戦争を放棄する平和憲法、日本国憲法を知った感銘は今も続く。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」（前文）。そして第9条1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」2項の「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。

戦争の「加害者」にも「被害者」にもならない。これを保障した日本国憲法を破壊することは、再び「中国残留邦人」を作り出すことになりかねない。

わたしたちは、この閣議決定の撤回を求め、安保3文書に示された前記敵基地攻撃能力（「反撃能力」）保有などそのための準備を進めることに反対する。必要なのは軍隊・武器ではなく、日本国憲法の恒久平和主義と国際協調主義に則る平和外交努力である。

2022年12月26日
NPO 法人中国帰国者の会